

出生前児童の新規利用仮申請に関する確認書

1. 出生前児童の新規利用仮申請は、入所希望月の1日時点で、生後2か月を経過している児童が対象です。そのため、令和8年4月入所申請ができるのは、令和8年2月1日までに生まれた子どもです。
2. 出生後、14日以内に本申請を行ってください。ただし、令和8年1月29日から2月1日に出生した場合は、令和8年2月6日までに本申請を行ってください。
3. 出生後、本申請の提出書類の「子どものための教育・保育給付兼子育てのための施設等利用給付認定(変更)申請書」「保育所等入所に関する確認表」「保育所(園)等の入所申請の調査書」を提出してください。
4. 令和8年2月1日までに出生しなかった場合、令和8年2月6日までに子育て支援課に連絡をしてください。その後、取り下げの手続きをしていただきます。
5. 1次保育所等入所調整結果は、本申請が完了後、保護者様宛に通知を送ります。
6. 出生後の健康状況によって、医療的ケア等の特別な支援が必要となる場合は、入所を見送る可能性があります。
7. 町外の保育所等を利用希望する場合は、出生前の受付をしていない場合や取扱いが異なる市町村があります。御自身で保育所等が所在する市町村に、出生前の新規利用仮申請が可能かどうかを確認していただき、「子どものための教育・保育給付兼子育てのための施設等利用給付認定(変更)申請書の⑥の項目の利用希望施設」に施設名等記入してください。

年 月 日

大 磯 町 長 殿

出生前児童の新規利用仮申請にあたり、以上の内容について承諾します。

(保護者)

住 所
氏 名

※ 母子手帳の表紙と出産予定日が記載された箇所を写しを添付してください。